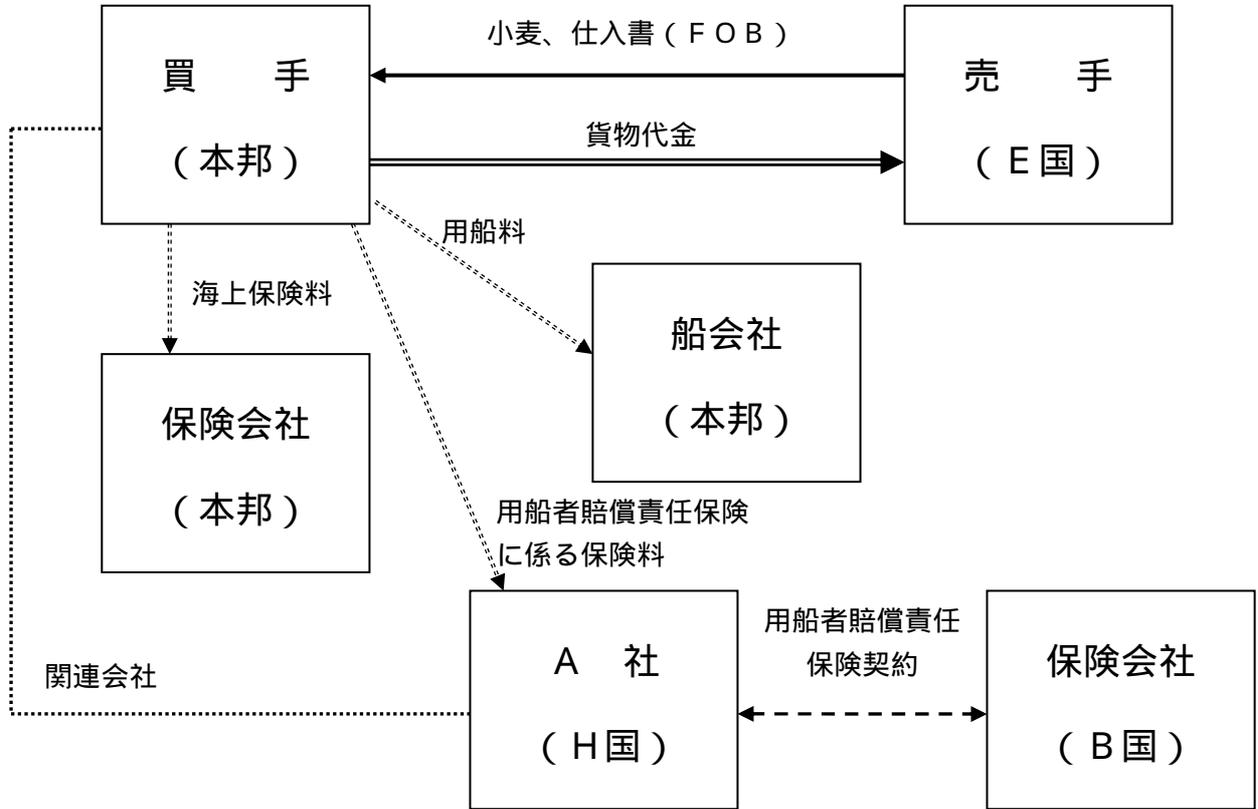


28. 用船者賠償責任保険に係る保険料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で小麦を購入（輸入）しています。

当社は、船会社との間で用船契約を締結し、用船料を支払うとともに、本邦の保険会社と貨物に係る海上保険契約を締結し、保険料を支払っています。

また、当社の関連会社であるA社は、B国所在の保険会社と用船者賠償責任保険契約を締結しています。

当社は、A社から用船者賠償責任保険契約に係る保険料を請求され、これを支払っています。

なお、用船者賠償責任保険契約は、買手により用船された全ての船舶を対象に、用船船舶の運航に伴う訴訟や船舶の損傷、積荷の損傷等のリスクに備えるものです。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払った用船者賠償責任保険契約に係る保険料は現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社がA社に支払った本件輸入貨物に係る船舶を対象とした用船者賠償責任保険契約に係る保険料は、現実支払価格に加算する必要があります。

(理由)

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が、買手が定期用船した船舶により運送された場合は、当該船舶の用船料に、燃料費、乗組員費、保険料等の費用を加えたものをいいます。

本件輸入貨物に係る船舶を対象とした用船者賠償責任保険契約に係る保険料は、用船した船舶を運航する際に発生しうる海損事故等に対応するため、買手が用船者として船舶に付保する運送保険に係るものであることから、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃の一部として、現実支払価格に加算されます。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)八

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)